

区分	児童手当制度改正に伴い事前申請が必要な者		必要な事前申請			
			申請書		確認書	
			請求書	額改定(増額)請求書	監護相当・生計費負担についての確認書	
制度改正後も支給額が変わらない者	令和6年9月分を所得制限内で受給しており、中学生以下の児童のみがいる者で、第3子以降増額を受けていない者		申請不要			
新たに受給資格が生じる者	改正前の所得限度額超過により特例給付の支給対象外である者	高校生以下の児童のみを養育している者		○	—	—
		高校生以下の児童を養育しており、加算対象となる大学生年代の子がいる者	大学生年代以下の子が3人以上いる者	○	—	○
	中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している者	高校生年代の児童のみを養育している者	大学生年代以下の子が3人以上いる者	○	—	—
			大学生年代以下の子が3人以上いない者	○	—	—
		高校生年代の児童を養育し、加算対象となる大学生年代の子がいる者	大学生年代以下の子が3人以上いる者	○	—	○
			大学生年代以下の子が3人以上いない者	○	—	—
受給額が増加する現行受給者	一定の所得以上で特例給付を受給している者	中学生以下の児童のみを養育している者		申請不要		
		中学生以下の児童と高校生の児童を養育している者で、加算対象となる大学生年代の子はいない		申請不要		
		中学生以下の児童と高校生の児童を養育しており、加算対象となる大学生年代の子がいる者	大学生年代以下の子が3人以上いる者	—	—	○
	支給要件児童として認定されている高校生年代の児童と中学生以下の児童を養育している者	左記に加えて、加算対象となる大学生年代の子がいる者	大学生年代以下の子が3人以上いる者	—	—	○
			大学生年代以下の子が3人以上いない者	申請不要		
		左記に加えて、加算対象となる大学生年代の子がいない者		申請不要		
				申請不要		
	支給要件児童として認定されていない高校生年代の児童と中学生以下の児童を養育している者	左記に加えて、加算対象となる大学生年代の子がいる者	大学生年代以下の子が3人以上いる者	—	○	○
			大学生年代以下の子が3人以上いない者	—	○	—
		左記に加えて、加算対象となる大学生年代の子がいない者		—	○	—

大学生年代以下の子について、監護・生計要件を満たす条件は以下のとおり

- ① 監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしていること
- ② 生計費の相当部分の負担をしていること